

## 取引先各位

### 携帯電話に関する安全対策の実施・協力について（依頼・再送）

2017年5月9日

株式会社マリカー

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

各お取引様には日頃、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

既に弊社より各位に依頼させて頂いております安全対策実施の御協力に加えまして、独自の安全対策を御実施頂いており、事故率を低い水準で維持出来ておりますことを重ねて感謝申し上げます。

しかしながら、現状に満足することなく、より安全な事業の推進のため、重ねての安全対策の実施と御協力について再度ご連絡をいたします。

#### ■携帯電話のカメラ機能の利用に対する対策の推奨

##### 道路交通法第71条（運転者の遵守事項）第5号の5

自動車又は原動機付自転車（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置（その全部又は一部を手で保持しなければ送信及び受信のいずれをも行うことができないものに限る。第二百二十条第一項第十一号において「無線通話装置」という。）を通話（傷病者の救護又は公共の安全の維持のため当該自動車等の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。第二百二十条第一項第十一号において同じ。）のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置（道路運送車両法第四十一条第十六号若しくは第十七号又は第四十四条第十一号に規定する装置であるものを除く。第二百二十条第一項第十一号において同じ。）に表示された画像を注視しないこと。

平成16年6月9日に公布された改正道路交通法において、携帯電話の保持・使用に関して、道路交通法第71条（運転者の遵守事項）第5号の5において、「自動車の運転中に携帯電話を通話のために使用」すること、「自動車の運転中に画像表示用装置に表示された画像を注視すること」が禁止されております。

現行法においては、「携帯電話を保持して、画面を注視せずに、携帯電話の写真を撮影する行為」については、携帯電話の保持・使用を禁止する道路交通法第71条第5号の5には該当しておりませんが、当然ながら安全運転上好ましい行為とは言えません。

そのため、当社ではかねてよりレンタル事業者である取引先の皆様には、携帯電話のカメラ機能の利用禁止の掲示の推奨、自撮り棒の利用禁止の掲示の推奨、熟練した者が同行するツーリングスタイルの形態の推奨、さらに頭部や胸部等に固定するアクションカメラを低価格でレンタルできる環境を整備することの推奨を行っており、携帯電話自体の使用・保有に関する行為を実質的にも抑制できる対策を推奨しております。

なお、今後も引き続き、更なる安全対策の実施に伴い追加のご協力要請をさせて頂く予定でございます。お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。